

人吉市農業委員会定例総会

(第10回)

令和3年10月25日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和3年10月25日
JAくま人吉支所 2階大会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 52 号 買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程第 2 議第 53 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 54 号 農地法第4条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 4 議第 55 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 5 議第 56 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農業委員会
の意見決定について
日程第 6 議第 57 号 非農地証明願について

その他協議報告事項

○ 出席農業委員（10名）

会 長	10番	宮 崎 右 男
会長職務代理者	9番	上 野 博 司
委 員	1番	山 本 一 精
同	2番	永 石 栄 二
同	3番	永 田 正 輝
同	4番	林 主 一
同	5番	恒 松 信 孝
同	6番	中 嶽 修 平
同	7番	福 屋 智 香 子
同	8番	堤 千 鶴 子

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	向 岩 敏 雄
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	松 下 慎 吾
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博

同	16番	有瀬英憲
同	17番	箕田秀彦
同	18番	淵上澄雄
同	19番	元田和弘
同	20番	北村和人
同	21番	迫田公江
同	22番	仲村建彦
同	23番	東照
同	24番	東悟
同	25番	原口政廣

議事録署名農業委員 8番 堤千鶴子
議事録署名推進委員 22番 仲村建彦

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	村口憲彦
次	長	和泉光代
主	席	豊永英紀
再任用職員		坂井正子

開会：9時30分

- （議長）おはようございます。本日の会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。ただ今から令和3年第10回人吉市農業委員会総会を開会いたします。本日の議事録署名委員に8番委員、22番委員を指名します。
本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。
- （事務局長）議事日程 朗読
- （議長）日程第1・議第52号を議題といたします。事務局次長お願いします。
- （事務局次長）日程第1・議第52号 朗読
- （議長）調査報告の前に事務局から発言の申し出がありましたので、事務局豊永主席お願いします。

○（事務局 豊永主席）おはようございます。買受適格証明願ということであっておりますが、人吉市におきましては3年ぶりとなります。どういうものなのかご説明いたします。農地の競売、公売等に参加するためには、農地の入札に参加する場合、農地法の許可を受ける見込みであることの証明を求められることとなります。これを買受適格証明書と言います。農地を取得できない者が最高買受価格で入札しまして、買受人になるのを事前に防ぐために、このような制度を設けられております。入札参加者は買受適格証明書を有する者に限定して入札を行います。総会で農地を農地のまま取得できる者かを3条申請に対する審査方法で諮ります。例えば複数人参加される場合には、もちろん最高買受価格の方が落札をするということになりますが、その1人に対しまして入札後、3条申請書は出していただきますが、この総会には諮っておりますので、すぐに農業委員会の許可書が発行されるということになります。このことから農地取得に該当されない方に対しては、買受適格証明書を発行しないこととなりますので、そのための審査となります。説明は以上となります。

○（議長）説明に対しての質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）それでは、1番について9番委員の調査報告をお願いします。

○（9番委員）おはようございます。議第52号、買受適格証明願に対する証明書の交付について1番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用内で面積は2筆合計の6,012㎡でございます。証明願人は記載のとおりでございます。理由は備考に書いてありますとおり、人吉市公売入札に参加するためのものであります。実はこの土地は私が平成22年から11年間、耕作をしている農地でございます。しかし、この農地をお預かりするときにこの農地は利用権設定ができないと聞いておりましたので、現在に至っても利用権設定はしておりませんでした。この証明願人は現在、法人の理事もされております。機械の所有状況については、個人の機械と組合の機械をそれぞれ使われていますので、問題はありません。しかし、証明願人の所有農地や借入地につきまして一部管理不十分と見受けられる農地がございましたので、皆さんに申し添えます。備考欄になりますが、買受適格の有無の判定は、3条の許可の基準と同じ。入札日時は令和3年12月12日、日曜日の午前10時からとなっております。付帯決議としまして、証明願人が最高価申込者または次順位買受申込者となり、当該許可の申請を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、会長の専決により許可するものとなっております。位置図は1ページの

とおりです。買受適格調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、5番、7番は該当しないと判断いたしました。皆様のご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
日程第2・議第53号を議題といたします。事務局次長お願いします。

- （事務局次長）日程第2・議第53号 朗読

- （議長）次は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

- （職務代理者）1番から3番について10番委員の調査報告をお願いします。

- （10番委員）おはようございます。農地法第3条の許可申請に対する1番から3番の調査報告をいたします。この案件は位置図をご覧くださいますと、わかりますように譲受人の自宅近くの農地でございます。この案件につきましては無償移転ということでございますが、譲渡人と譲受人は姉妹関係でございます。

1番につきまして、土地の所在、地目は記載のとおりでございます。農用地外で面積が184㎡で、先ほど申し上げましたが、3条の無償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。位置図は2ページでございますので、ご確認をしていただきたいと思います。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。申請地は農用地外農地であり、5番の下限面積については別段面積にて条件を満たしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

次に2番につきましては、土地の所在、地目は記載のとおりでございます。農用地外で面積が185㎡、無償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでござ

います。調査書をご覧ください。先ほどの1番の案件と同様で調査書の1番、4番、5番、7番は該当しないと判断をいたしました。

3番につきましては、土地の所在、地目は記載のとおりでございます。農用地外で面積が2筆合計の468㎡、これも無償移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。調査書をご覧くださいますと、先ほどの2件と同じで1番、4番、5番、7番に該当としないと判断いたしましたので、皆さんのご審議の方よろしくお願いいたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

(議長を会長と交代する)

- (議長) 4番について5番委員の調査報告をお願いします。
- (5番委員) 農地法第3条の許可申請に対する4番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりでございます。筆数が3筆ございまして、面積はそれぞれ記載のとおりでございます。合計の2,000㎡。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。権利種別に関しましては有償移転でございます。譲渡人が高齢のため、以前から農地を購入してくださる方を探していたとのこと。申請地は譲受人の自宅前に位置しており、畜産農家でございますので、牧草を栽培しておられました。今後も継続して牧草を栽培するということでした。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、5番、7番に関しましては、該当しないと判断いたしました。位置図につきましては3ページになります。以上、報告を終わります。
- (議長) ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
日程第3・議第54号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第3・議第54号 朗読
- (議長) 1番について8番委員の調査報告をお願いします。

○（8番委員）農地法第4条の許可申請に対する1番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、農用外となっております。面積は548㎡となっております。申請人は記載のとおりです。転用目的は集合住宅となっております。2階建てのアパートを2棟建てるとなっております。位置図は4ページです。申請地の前に店舗がありますが、ここは申請人の実家にあたり、現在は被災し、取り壊されて更地となっております。ここを含んでアパートを建設されるとのこと。近隣に農地もありますが、被害等があった場合にはきちんと対処するよう説明はされているとのこと。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地です。第3種農地の転用は許可することができます。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。

次は私の調査案件になりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（議長を職務代理者と交代する）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いたします。

2番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）農地法第4条の2番について報告をいたします。農地の所在、地目は記載のとおりでございます。農用外で面積は42㎡でございます。申請人は記載のとおりで、転用目的につきましては駐車場ということであっております。備考欄にありますが、第2種農地で農業振興地域内、都市計画区域外でございます。既に申請地は、駐車場ということ使われておりましたので、既転用ということ、始末書も添付されております。位置図は5ページになりますので、ご確認をよろしくお願いたします。

実質審査表をご覧ください。先ほど申しましたとおり、農地の区分はその他の農地、第2種農地でございます。その他の42㎡で割合は100%になります。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準につきましては1番、3番、6番、8番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしく願いたします。

- （職務代理者）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

（議長を会長と交代する）

- （議長）日程第4・議第55号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第4・議第55号 朗読

- （議長）1番について2番委員の調査報告をお願いします。

- （2番委員）おはようございます。それでは、議第55号、農地法第5条の許可申請に対する1番について調査報告をいたします。土地の所在は記載のとおりでございます。地目は畑、農振区分は農用外、面積は1筆の19㎡、所有権移転でございます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。転用目的は駐車場、19㎡でございます。第3種農地でございます。位置図は別紙6ページのとおりです。譲受人は整骨院を営まれており、職員や患者さんの駐車場が不足しているということで、今回の申請に至ったとのこと。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地でございます。

ます。農地の区分と転用目的、第3種農地の転用は、許可することができる。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況を見て ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
2番について8番委員の調査報告をお願いします。

- （8番委員）2番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で、農振区分は農用外、面積は500㎡でございます。権利は所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。位置図は7ページとなります。譲渡人と譲受人は甥と叔父の関係になります。譲受人が今年の豪雨災害で被災をされて、現在は仮設住宅に居られます。家は解体をされて更地となっておりますが、息子さんのために将来、家を残しておきたいということで今回の申請に至ったということでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第2種農地です。農地の区分と転用目的、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。3番について7番委員の調査報告をお願いします。

- (7番委員) おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する3番について報告いたします。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外、面積は2筆の481㎡となっております。所有権の移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は集合住宅の建設となっております。譲渡人が高齢のため、農地は荒れている農地もあり、草払いなどの管理を何年もされておられましたが、自宅のほうも解体され、譲渡人の自宅と申請地を譲受人が取得されるとのことでした。実質審査表をご覧ください。農地の区分は第3種農地、一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、10番に相当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく願いいたします。

- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。4番について1番委員の調査報告をお願いします。

- (1番委員) おはようございます。農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、農振区分は農用外です。面積は897㎡のうち350㎡でございます。貸付人、借受人は記載のとおりです。転用目的は、資材置場となっております。昨年の豪雨災害により、国道のほうに橋が突き出ており、通行に不便さを感じておりましたが、この度、工事をする事になったとのことで、申請地を資材置場として一時転用するという事がございます。工事現場から少し上ったところが、申請地になります。転用期間は令和3年11月1日から令和4年3月31日までとなっております。実質審査表をご覧ください。

さい。農地の区分はその他の農地、第2種農地となっております。該当事項とした判断理由は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため。農地の区分と転用目的は、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないと判断いたしました。一般基準といたしまして1番、3番、6番、8番、9番に相当と判断いたしました。以上、報告いたします。ご審議の方よろしく願いいたします。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって4番は原案可決いたしました。
日程第5・議第56号を議題といたします。事務局次長をお願いします。

- （事務局次長）日程第5・議第56号 朗読

- （議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が1番と5番が21番委員の親族、12番は16番委員となっております。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与、採決に加わることはできませんが、2人につきまして、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。2人の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況を見て）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

- （事務局 坂井）おはようございます。お手元の資料をご覧ください。令和3年10月

12日付で、人吉市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が27,715㎡、「畑」が4,707㎡、合計の32,422㎡あがってきております。一番下の所有権移転について「田」が1,390㎡となります。

次に右側の本年累計は記載のとおりです。次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表（所有権移転関係）になります。今回、公社買い入れが0件、公社売り渡しが1件、合計の1件ございました。次に3ページをご覧ください。今回、農業公社（中間管理機構）が仲介します貸借設定関係も表に載っております。公社借り入れの手続きは基盤強化法による利用権設定の手続きと同様で、市が公告しますので、農業委員会の意見決定を求められています。また、公社貸付の手続きについては農業公社が作成した農用地配分計画についても県の認可を受けなければならないとされております。認可公告後、農業委員会に通知がございますので、その時に報告いたしますが、1～2か月後になる見込みです。今回、新規が12件、再設定が2件、合計の14件あがってきております。いずれの案件も本日お配りしております調査票のとおり、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。よって、全ての案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、報告を終わります。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時20分まで各自で審査をお願いします。

（各自審査）

○（議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

採決は所有権移転関係と貸借設定に分けて行います。

所有移転関係の1番について、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
貸借設定の1番から14番まで、原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
日程第6・議第57号を議題といたします。事務局次長をお願いします。
- (事務局次長) 日程第6・議第57号 朗読
- (議長) 1番について11番委員の報告をお願いします。
- (11番委員) おはようございます。議第57号、非農地証明願の1番の調査報告をいたします。資料は議案書8ページをご覧ください。非農地証明の願出人、土地の所在、地目、所有者は記載のとおりで、面積は44㎡です。申請地は水路と宅地に挟まれており、水路の法面の中に含まれている状態です。土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、非農地証明書の交付については、適当と判断いたしました。以上、報告いたします。
- (議長) ありがとうございます。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況を見て)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。
これで本日の議事は全部終了いたしました。

(10時25分 終了)

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員